

**平成 30 年度 横浜市就労訓練事業支援センター運営事業業務委託
業務説明資料**

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務実施の条件となるものではありません。

- 1 件名 平成 30 年度 横浜市就労訓練事業支援センター運営事業業務委託
- 2 履行期限 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
- 3 実施場所 区生活支援課や事業所等に対し、電話や来所及び出張での対応が行える横浜市就労訓練事業支援センター（以下、「センター」という。）の窓口を、受託者が横浜市内に設置する。

4 業務目的

平成 27 年 4 月に施行された「生活困窮者自立支援法（以下「法」という。）」においては、雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を供与する事業を「生活困窮者就労訓練事業（以下「就労訓練事業」という。）」として定めている。

本事業は、本市において、より効率的、組織的に就労訓練事業を展開することができるよう、センターを設置し、就労訓練事業の推進を目的として実施するものである。

5 実施体制

就労支援の実施又はコーディネートの業務経験を有する者を、本事業のコーディネーターとして 1 名以上配置すること。また、コーディネーターと別に事務スタッフを配置しても差し支えない。

6 就労訓練事業利用対象者

(1) 対象者

区生活支援課のアセスメントにおいて、将来的に一般就労が可能と認められるが、一般就労する上で、まずは本人の状況に応じた柔軟な働き方をする必要があると判断された者。

(2) 具体例

- ① 生活困窮者のうち、自立相談支援機関による支援決定を受けた者で、就労訓練事業の利用の意志があり同意をした者。
- ② 生活支援課の地区担当員が必要と認めた生活保護受給者のうち、就労訓練事業の利用の意志があり同意をした者。（モデル実施：最大 3 区）

7 業務内容

(1) センター窓口の設置及び相談業務

ア 就労訓練事業に関する相談について、電話や来所及び出張での対応が行えるよう、横浜市内に活動拠点となるセンター窓口を設置する。

イ 上記アにおける相談業務については、内容や対応結果等を記録し、整理すること。
また、必要に応じて関係機関との連絡調整を行う。

(2) 認定就労訓練事業所への就労訓練事業実施に関する支援

ア 認定就労訓練事業所の情報を収集し、集めた情報の管理及び更新を行えるようデータベースを構築する。

イ 認定就労訓練事業所の就労支援担当者及び従業員に対して、就労支援プログラムの作成支援やその他就労訓練事業の円滑な実施のための助言を行う。

ウ 訓練実施状況について情報収集を行い、必要に応じて認定就労訓練事業所への支援を実施する。

エ より円滑な就労訓練事業の実施のため、認定就労訓練事業所間の情報交換、支援ノウハウの共有、課題の検討を行い、事業向上に活用する。

オ 認定就労訓練事業所に対する支援状況については、内容や対応結果等を記録し整理すること。

(3) 区生活支援課と連携した就労訓練事業の利用調整

ア 区生活支援課に対し、チラシや研修等を活用した周知を行うことで、就労訓練事業の利用促進を図る。

イ 区生活支援課から提供される利用希望者の情報をもとに、以下のとおり就労訓練事業の利用調整を行う。

(ア) 利用希望者と区生活支援課の面接に同席する等し、就労訓練事業の利用における見立てや目的・目標設定を共有した上で、訓練内容の提案・助言を行う。

(イ) 上記(2)アのデータベースから、利用希望者の希望職種や状況等に応じた認定就労訓練事業所の情報を、区生活支援課に対して提供する。

(ウ) 利用希望者の情報をまとめた資料を本人同意のもと作成し、認定就労訓練事業所へ提供するとともに、利用に向けた調整を行うこと。

ウ 訓練実施状況について情報収集を行い、必要に応じて区生活支援課へ報告する。訓練内容に見直しが必要な場合は、再度提案・助言を行う。

エ 就労訓練事業の利用調整については、内容や対応結果等を記録し整理すること。

(4) 事業所に対する普及啓発活動

市内の事業所に対し、ホームページ等での広報を行うことにより、就労訓練事業に関する普及啓発活動を行う。また、事業所に関して得られた情報は、委託者に報告する。

(5) 就労訓練事業の実施に関連する機関との連絡調整

本事業の実施にあたっては、認定就労訓練事業所、区生活支援課、委託者、その他必要な関係機関等と緊密な連携を図り、円滑な実施を目指す。